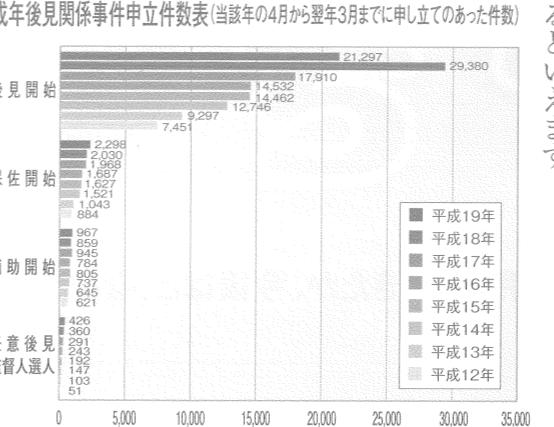


# 成年後見制度から10年

「どのように利用されてきたか、今後はどうなる?」

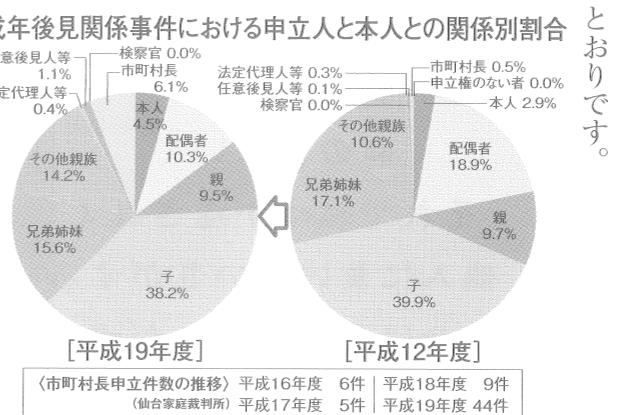
## 申立件数は伸びている

後見開始の申立件数は、平成12年度の7,451件から年々増加し、平成18年度には29,380件に達しています。これは平成12年度件数の約4倍に相当します。また、後見開始に比べて件数は少ないものの、保佐及び補助開始の申立件数も年々増加傾向にあります。



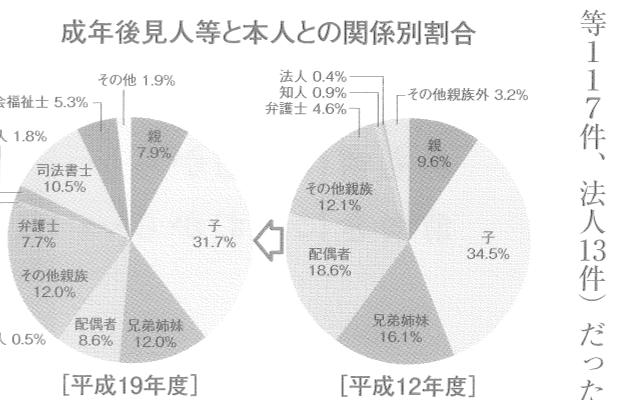
## 市町村長申立が増加

申立人と本人との関係別割合を比較すると、市町村長による申立件数の増加が顕著で、平成12年度は23件でしたが、平成19年度は1,564件となり約68倍、平成13年度の1,115件と比べても約13倍の増加となっています。なお、仙台家庭裁判所における市町村長申立件数の推移は左記のとおりです。



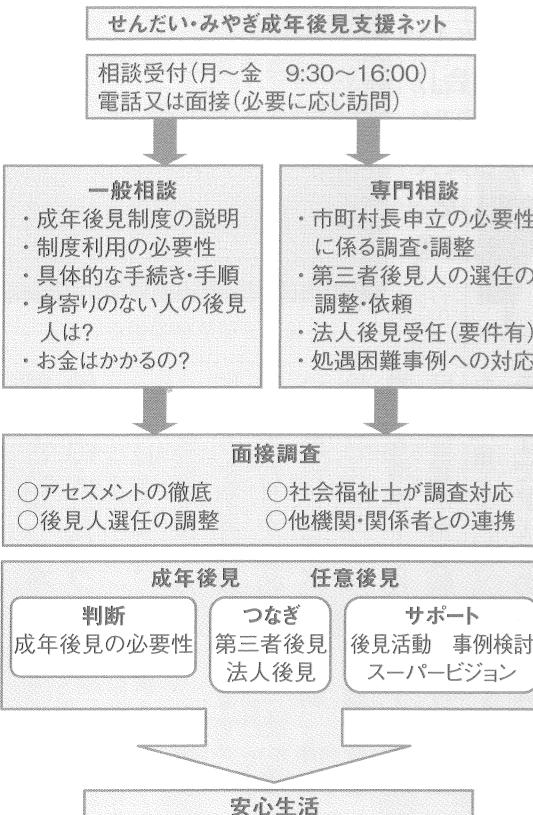
## 親族以外の後見等が増加

平成19年度における成年後見人の受任者は、親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他の親族が全体の約72%を占めています。一方、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、平成12年度が全体の10%弱(弁護士116件、司法書士等117件、法人13件)だったの



判斷能力が十分でない方の「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念の調和を目的として創設された「成年後見制度」。平成12年4月から施行され、まもなく10年を迎えます。今回、これまでの利用状況を証するとともに、本県で成年後見制度の普及・啓発を目的に活動している「せんだい・みやぎ成年後見支援ネット」を紹介し、今後の方向性を探ります。

せんだい・みやぎ成年後見支援ネット  
仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ7階  
TEL 022(211)1511 FAX 022(393)5351



～第4回 成年後見セミナーのお知らせ～  
とき ところ 平成22年2月27日(土)午後1時～4時  
参加費 内容 仙台市福祉プラザ2階ふれあいホール  
1,000円  
【申し込み・問い合わせ先】  
仙台市社会福祉協議会  
TEL022-217-1610 FAX022-213-6457  
Eメールkenri-yogo@shakyo-sendai.or.jp

せんだい・みやぎ成年後見支援ネットの活動  
平成19年4月、せんだい・みやぎ成年後見支援ネットが発足しました。成年後見制度の総合的な相談・援助とともに、普及・啓発活動を行っています。現在、事務局長1名、相談員2名の3名体制。必要に応じて訪問相談も受け、県内全域を対象としています。年間450件以上の相談を受けた中で感じていることは、仙台市とそれ以外の地域の温度差。仙台市内は専門職を含めて社会資源が多く、例えば成年後見受任者の調整もある程度可能ですが、その他地域では十分ではありません。また、市町村によって取り組み体

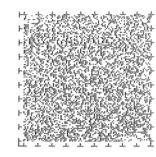
## 成年後見人等の新たな扱い手

今後は、親族以外の第三者が成年後見人等を担うケースがますます増えていくことが予想されます。既に活動を始めている仙台市成年後見サポート推進協議会のような体制が地域ごとにできることが望れます。

援する市民後見人の必要性が高まっています。  
仙台市成年後見サポート推進協議会の構成  
・高齢者・障害者の権利に関する委員会(仙台弁護士会)  
・社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部(宮城県司法書士会)  
・権利擁護センターばあとなあ宮城(宮城県社会福祉士会)  
・東北税理士会  
・宮城県行政書士会  
・仙台市  
・仙台市成年後見総合センター(仙台市社会福祉協議会)

## 成年後見制度とは?

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をための介護サービスの契約締結などの必要がある場合、自分で行うことが難しい場合があります。また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方を支援するのが成年後見制度です。
- 法定後見制度(後見・保佐・補助)と任意後見制度の2つに大別されます。
  - 法定後見制度…家庭裁判所により選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら、本人に代わって契約をしたり、預貯金の管理などを行います。
  - 任意後見制度…本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の療養看護や財産管理に関して代理権を与える契約を公正証書で結んでおく、というものです。



出典「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)  
「成年後見制度 成年後見登記」(法務省民事局パンフレット)

に対し、平成19年度では全体の約28%に増加しています(弁護士1,809件、司法書士2,477件、法人417件)。以上から、親族以外の第三者が選任される件数が着実に増加していることがうかがえます。

～事例紹介(市町村長による申立事例)～  
○Aさん 男性(87歳)、知的障害、特別養護老人ホーム入所中  
○申立人 町長  
○申立の動機 介護保険契約の締結、預貯金の管理  
○成年後見人 司法書士  
Aさんは重度の知的障害があり、特別養護老人ホーム(以下「ホーム」)に入所中。長年障害年金を受け取ってきたことから、多額の預貯金があり、その管理をする必要があるとともに、介護保険制度の施行に伴い、ホームの入所手続きを措置から契約へ変更する必要があった。Aさんは他に身寄りがなく、知的障害のため本人との契約締結が難しいことから、町長が後見開始の審判の申立を行った。家庭裁判所の審理の結果、司法書士が成年後見人に選任される。その後、成年後見人がホームとの入所契約を締結し、引き続きサービスを受けられるようになった。現在、成年後見人は毎月ホームを訪問し1カ月の利用料を支払うほか、夏祭りやクリスマス会にも参加し、Aさんの見守りを行い、定期的に家庭裁判所に業務内容を報告している。

